

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

## 告 示

静岡市告示第316号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同法第11条第3項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

静岡市長 難 波 喬 司

### 記

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区三保字乾尻3797番72の一部、3797番107、3797番108、3797番109、4026番21、4026番22、4026番24、4026番25及び4026番26（別図のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物

別図

